

2026 年度 4 月利用開始 鎌倉市にかいどう・いなむらがさき



放課後子どもひろばの参加手続きについて

情報については明日葉のホームページをご確認ください。



「放課後子どもひろば」は、放課後の子ども達に安心・安全な居場所を提供することを目的とした施設です。放課後子どもひろばに参加すると、小学校から直接来所し、施設のプレイルームや図書スペースのほか、小学校の校庭、体育館を活動場所として遊んだり、様々な活動体験（プログラム）に参加することができます。なお、放課後子どもひろばに参加するには、各施設へ、事前の利用登録の手続きが必要になります。第二・稲村ヶ崎小学校区以外の放課後子どもひろばへの参加手続きについては、直接施設へお問い合わせください。

I 放課後子どもひろばの利用について

(1) 利用資格（次のいずれかに該当することが必要です。）

ア 当該小学校の1年生～6年生

イ 当該小学校区に居住している1年生～6年生

（例：第二小学校に通学している児童は、放課後子どもひろばにかいどうに参加可能。稲村ヶ崎小学校区に居住し、私立小に通学している児童は、放課後子どもひろばいなむらがさきに参加可能。）

***子どもの家に入所している場合は、放課後子どもひろばへの利用登録は不要です。**

(2) 利用時間

月曜～金曜 (通常期)	放課後～午後5時（10月～3月：午後4時30分）
月曜～金曜 (学校休校日)	午前8時30分～午後5時（10月～3月：午後4時30分）
土曜日	午前8時30分～午後5時（10月～3月：午後4時30分） ※学校の校庭・体育館利用、プログラムはお休みです。

*学校休校日とは、夏休み等の長期休み・運動会の代休日などです。

*インフルエンザ等による学級閉鎖の対象になった学級のお子様は利用できません。

（「4 子どもの家臨時利用の申請について」を併せてご覧ください。）

- * 気象警報等が発令された際には、閉所又は利用時間を変更することがあります。また、お子様の帰り道の安全確保のため、保護者にお迎えのお願いや、早めの帰宅を促す場合があります。
- * 学校開校日は、学校から直接来所することとし、一度帰宅してからの利用はできません。
- * 放課後子どもひろばへの参加中（土曜日も含む）は、自由な外出はできません。

(3) 休所日

- ア 日曜・祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
- イ 小学校の臨時休校時（学校開校期間中）
- ウ 台風等による警報発令時（長期休暇期間中）

(4) 利用料金

利用料金は無料ですが、保険料（年度間500円）を事前にお支払いください。また、参加するプログラムによっては実費を徴収します。※支払方法につきましては、詳細資料(別紙)をご覧ください。

2 利用登録申請手続き（※子どもの家の入所児童は手続き不要です。）

(1) 利用登録申請の受付について※年度毎に申請が必要です。

次の表のとおり申請書類を提出してください。（郵送不可）

申請受付期間	申請場所・受付時間
利用開始希望日の10営業日 (平日)前まで <u>(例) 2026年4月1日申請 の場合、利用開始日は4月 14日からになります。</u>	各小学校区の放課後子どもひろば 平日：施設ごとに異なります。 土曜日：午前9時30分～午後5時 ※日曜・祝日は受け付けておりません。 ※詳細情報は各施設にお問い合わせください。

(2) 利用登録申請に必要な書類について

- 明日葉および鎌倉市役所のホームページから入手することができます。
- ア 放課後子どもひろば利用登録申請書
 - イ 児童健康調査票（※裏面の地図も作成をお願いします。手書きでなくても構いません。）
- * 必要に応じて、事前に聞き取りをお願いする場合があります。

3 保険料のお支払い方法について

利用登録後の保険料支払い方法については、利用開始月の利用料で年額 500 円を口座引き落としにて行います。口座登録方法につきましては別紙がございます。そちらをご確認ください。

4 子どもの家臨時利用の申請について

台風による小学校の臨時休校時や、インフルエンザなどによる学級閉鎖の対象クラスのお子様は、子どもひろばをご利用いただけません。ただし、子どもの家の利用資格を満たしている場合は、子どもの家の臨時利用ができます。(保護者の都合による臨時利用はできません。)



ご利用をご希望の場合、放課後子どもひろばに申請してください。

- (1) 臨時利用ができる条件・・・子どもの家利用資格を満たしていること
- (2) 申請書類等・・・子どもの家入所申請書類（詳細は臨時利用の案内をご確認ください）

5 放課後子どもひろばでの事故等への対応について

放課後子どもひろばでは、事故等で大事に至らないよう見守りをしています。しかし、放課後子どもひろば参加中や、来所または帰宅途中にお子様がけがをして病院へ行った場合は、「3 保険料のお支払いについて」のとおり加入する保険にて、見舞金支給の対象となる場合がありますので、放課後子どもひろば職員にその旨を連絡してください。

6 放課後子どもひろばの登録をやめる場合

利用登録後、申請した利用登録期間より前に登録廃止される場合は、『放課後子どもひろば利用登録廃止届』のご提出が必要です。廃止日の1週間前までにご利用の放課後子どもひろばへ提出してください。

＊利用登録期間の末日まで利用される場合は、提出の必要はありません。

＊廃止日をさかのぼって提出することはできません。

＊保険料の還付はありません。

7 その他

- (1) 住所・電話番号、家庭の状況等に変更があった場合、『放課後子どもひろば利用登録児童住所等変更届』を放課後子どもひろばへ提出してください。住所変更の場合は、「自宅から学校、放課後子どもひろばまでの経路がわかる地図」も併せてご提出ください。
- (2) 別途、来所予定や連絡先のご提出をお願いする場合があります。

8 放課後子どもひろば一覧

<令和8年(2026年)4月1日時点(予定)>

施設名	所在地	電話&FAX	小学校区(※1)	指定管理
放課後子どもひろばにかいどう	二階堂 912-1	23-7532	第二小学校区	○
放課後子どもひろばいなむらがさき	極楽寺 3-2-3	24-8354	稲村ヶ崎小学校区	○
放課後子どもひろばだいいち	由比ガ浜 2-9-13	25-1481	第一小学校区	○
放課後子どもひろばおなり	御成町 18-35	24-1822	御成小学校区	○
放課後子どもひろばしちりがはま	七里ガ浜東 5-3-3	33-2233	七里ガ浜小学校区	○
放課後子どもひろばこしごえ	腰越 5-2-10	31-0179	腰越小学校区	○
放課後子どもひろばにしかまくら	津 1069 (小学校敷地内)	31-3010	西鎌倉小学校区	○
放課後子どもひろばふかさわ	梶原 1-11-1 (小学校敷地内)	47-1418	深沢小学校区	○
放課後子どもひろばふじづか	寺分 418-10	46-5357	富士塚小学校区	○
放課後子どもひろばやまさき	山崎 2456-1	43-0454	山崎小学校区	○
放課後子どもひろばおおふな	大船 2-10-3	44-1490	大船小学校区	○
放課後子どもひろばおさか	大船 2135	44-6070	小坂小学校区	○
放課後子どもひろばまいずみ	今泉 2-13-1 (小学校敷地内)	43-5270	今泉小学校区	○
放課後子どもひろばたまなわ	玉縄 1-860 (小学校敷地内)	47-1293	玉縄小学校区	○
放課後子どもひろばうえき	植木 66-6(植木1)	47-4011	植木小学校区	○
放課後子どもひろばせきや	関谷 468-1 (小学校敷地内)	44-5462	関谷小学校区	○

※1 私立・国立小学校に通学の場合は、居住地の施設が対象です。

《問い合わせ先》 ※小学校へのお問合せはご遠慮ください。

株式会社明日葉

〒108-0073 東京都港区三田 3-5-19 住友不動産東京三田ガーデンタワー

電話 03-3452-3350 FAX 03-3453-3336

